

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和8年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 受給資格者からの認定請求の受理及び審査に係る事務 2. 額改定の請求又は届出及び審査に係る事務 3. 現況の届出の受理及び審査に係る事務 4. 各種届出の受理及び審査に係る事務 5. 未支払の児童手当の請求及び審査に係る事務 6. 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 7. 官公署等への協力要請 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入、徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス及びマイナポータルびったりサービスでの受領により取得する。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、徳島県・市町村共同電子申請・届出システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項 内閣府・総務省令第5号 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42,125,141,161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106,107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 総務課 TEL:0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力、申請書の保管、廃棄については手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、事務に必要な情報を入手することがないよう、あらかじめ定められた申請書様式において申請を受け付け、システム入力にあたっては、必要な項目のみを入力する仕様となっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-② 事務の概要	児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 受給資格者からの認定請求の受理及び審査に係る事務 2. 額改定の請求又は届出及び審査に係る事務 3. 現況の届出の受理及び審査に係る事務 4. 各種届出の受理及び審査に係る事務 5. 未支払の児童手当の請求及び審査に係る事務 6. 受給者資格への認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 7. 官公署等への協力要請	児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 受給資格者からの認定請求の受理及び審査に係る事務 2. 額改定の請求又は届出及び審査に係る事務 3. 現況の届出の受理及び審査に係る事務 4. 各種届出の受理及び審査に係る事務 5. 未支払の児童手当の請求及び審査に係る事務 6. 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 7. 官公署等への協力要請 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。	事前	
	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、徳島県・市町村共同電子申請・届出システム	事前	
	I-5-② 所属長	子育て支援課長 妹尾 浩子	子育て支援課長 大森 章司	事後	
	I-5-② 所属長	子育て支援課長 大森 章司	子育て支援課長 小松 隆	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(略) 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。	(略) 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入、徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス及びマイナポータルびつたりサービスでの受領により取得する。	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、徳島県・市町村共同電子申請・届出システム	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、徳島県・市町村共同電子申請・届出システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2（第26、30、87項） ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条（第1号）、第44条（第1号） 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2（第74、75項） ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条（第1、2号）	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2（第26、30、87、106項） ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2（第74、75項） ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 小松 隆	課長	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL: 0883-36-8700	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL: 0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL: 0883-36-6813	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL: 0883-36-6813	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL: 0883-36-6813	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 内閣府・総務省令第5号 第44条	番号法第9条第1項 別表81の項 内閣府・総務省令第5号 第44条	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2（第26、30、87、106項） ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2（第74、75項） ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42,125,141,161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106,107の項	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手～7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月24日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業	(なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年4月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL:0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 総務課 TEL:0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813	事後	